

職員採用試験における行政情報の  
取り扱いに関する調査特別委員会

最終報告書

令和5年6月6日

## 目次

1 調査の趣旨 .....	1
2 特別委員会の設置 .....	2
(1) 設置の経緯 .....	2
(2) 付議事件 .....	2
(3) 委員会の定数 .....	2
(4) 委員長、副委員長、委員の氏名 .....	2
(5) 委員会の運営と情報公開の取り扱いについて .....	2
3 委員会の開催状況 .....	3
(1) 第1回委員会 令和4年12月23日 .....	3
(2) 第2回委員会 令和4年12月26日 .....	3
(3) 第3回委員会 令和5年1月6日 .....	3
(4) 第4回委員会 令和5年1月13日 .....	3
(5) 第5回委員会 令和5年1月23日 .....	3
(6) 第6回委員会 令和5年2月1日 .....	3
(7) 第7回委員会 令和5年2月13日 .....	4
(8) 第8回委員会 令和5年2月22日 .....	4
(9) 第9回委員会 令和5年2月27日 .....	4
(10) 第10回委員会 令和5年3月9日 .....	4
(11) 第11回委員会 令和5年3月17日 .....	5
(12) 第12回委員会 令和5年4月14日 .....	5
(13) 第13回委員会 令和5年4月26日 .....	5
(14) 第14回委員会 令和5年5月8日 .....	5
(15) 第15回委員会 令和5年5月15日 .....	5
(16) 第16回委員会 令和5年5月25日 .....	5
4 証人、執行機関の出席等 .....	6
(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項 .....	6
(2) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要 .....	7
5 記録、資料の提出 .....	8
(1) 地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録 .....	8
(2) 地方自治法第98条第1項に基づき提出を求めた資料 .....	8
(3) 執行機関に提出を求めた資料等 .....	9
6 委員派遣 .....	10
7 調査の結果 .....	10

(1) 職員採用試験における行政情報の取り扱いに関する問題 .....	10
① 事実経過 .....	10
② 捜査機関に提供したことが判明した資料 .....	11
③ 調査事項の問題点と委員会の判断 .....	12
④ 調査事項に対する指摘・改善意見 .....	14
8 証言拒否等 .....	16
(1) 証人の出頭拒否の状況 .....	16
(2) 証人の証言拒否の状況 .....	16
(3) 虚偽の証言、自白の状況 .....	16
(4) 記録の提出拒否の状況 .....	16
(5) 宣誓拒否の状況 .....	16
9 告発 .....	17
(1) 告発の状況 .....	17
10 調査経費 .....	18
(1) 令和4年度 .....	18
(2) 令和5年度 .....	18
11 おわりに .....	19

## 1 調査の趣旨

令和2年4月以降に採用された職員宅あるいは関係者宅に、報道機関や捜査機関の職員が訪れ、不正採用に関する取材が行われたという事例が確認される等、個人情報流出の疑いが生じた。本市議会では、その真相の究明を行うため特別委員会を設置し、令和元年度以降の新規職員採用に関する行政情報に関して、報道機関及び捜査機関への行政情報の漏洩があったのか否か、また、もしも情報提供されたのであれば、その手続きは適切だったのか否か等について、地方自治法第98条の検査権及び同法第100条の調査権を行使し、事実関係の調査をおこなった。なお、職員の不正採用に関する調査をするべきではないか、との意見が多数寄せられているが、100条調査権は警察の捜査権とは異なることから、不正の有無について調査することはできない。また、100条調査権には限界があり、職員採用等、執行機関に専属する事項は100条調査権の調査権が及ばず、調査の対象となり得ないことを申し添える。

## 2 特別委員会の設置

### (1) 設置の経緯

報道機関の職員が令和2年4月以降に採用された職員宅あるいは関係者宅を訪れ、不正採用に関する取材が行われたという事例が確認された。

令和4年12月定例会の一般質問において、マスコミや捜査関係に情報提供したのではないかと議員からの質問に対し、工藤市長は、マスコミに対しては提供していない、との事実をはっきりと否定する一方で、捜査機関に対する情報提供については、その事実の有無について触れることなく、捜査に対して協力すべき時は手続きを踏んで提出する、と意図的に事実関係の明言を避けた。

令和4年12月23日に議会として事実関係を調査すべきと判断し、地方自治法第100条第1項及び第10項、及び第98条第1項の権限を委任する調査特別委員会設置を提案するに至った。

### (2) 付議事件

令和元年度、2年度、3年度の職員採用試験における行政情報の取り扱いに関すること

### (3) 委員会の定数

10名

### (4) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	小 堤 千 寿	副委員長	矢 野 潤 一
委員	徳 永 克 子	委員	二 保 茂 則
			(令和5年3月28日～)
委員	田 中 建 一	委員	澤 田 保 夫
委員	大 池 啓 勝	委員	井 上 倫 太 郎
委員	瓦 川 由 美	委員	西 田 憲 司

(令和4年12月23日～令和5年3月20日)

委員 小 見 祐 治

### (5) 委員会の運営と情報公開の取り扱いについて

特別委員会のスケジュール、開催場所、運営方針、記録の提出、証人の出頭、証人の尋問、参考人の招致、会議録の調整等、特別委員会の運営について委員会で協議して定めた。

証人のプライバシー保護の観点から、委員会の一部を秘密会で行った。

また、証人喚問における人定尋問については、住所、氏名、生年月日、職業を「確認事項記入表」に記入してもらい、委員長が記入内容のとおり間違いないかを確認する方法とした。

### 3 委員会の開催状況

#### (1) 第1回委員会 令和4年12月23日

正副委員長を決定した。議席の指定を行った。

#### (2) 第2回委員会 令和4年12月26日

調査方針、及び証人喚問の流れ等を定めた特別委員会の運営について確認した。

委員会の公開・非公開については、原則公開とし、必要に応じて秘密会とすることを決定した。

#### (3) 第3回委員会 令和5年1月6日

秘密会に係る発議要件、成立及び解除要件、秘密会で開催された場合の効果、議事録の非公開、傍聴人に関する事柄、及び委員外議員の情報共有について確認を行った。

検査権（地方自治法第98条）と調査権（地方自治法第100条）の違いなど、権限、罰則、調査権の限界、守秘義務違反との兼ね合い、及び実地検査に関する事柄を確認した。

証人喚問の流れ、注意点、及び証人から職務上の秘密と申し立てがあった場合のフローチャートについて確認を行った。

採用試験に関する各議員が保有している情報を共有した。

#### (4) 第4回委員会 令和5年1月13日

総務部から地方公務員法上の守秘義務について説明を受けた。

時枝・渡邊法律事務所（北九州市小倉北区）に所属する時枝和正弁護士を本委員会の顧問弁護士として選任した。

今回は、総務係長、総務課長、総務部長に対して証人喚問することを決定した。

#### (5) 第5回委員会 令和5年1月23日

総務課長、総務係長、総務部長に対して証人喚問を行った。

報道機関に対して情報提供はしていないとの証言があった。

令和4年10月9日（日）17時頃に警察官が来庁し、職員は正規の手続きを踏まなければ出せないことを警察官と工藤市長に説明したが、工藤市長が耳を傾けなかったため、職員には一切の責任が及ばないことを確認し、工藤市長が了解したため、最終的に工藤市長の独断により資料を提供したとの証言があった。

#### (6) 第6回委員会 令和5年2月1日

令和4年10月9日（日）に来庁した警察官2名に提供した資料の一覧、令和4年10月9日（日）の来庁記録、休日来庁時の守衛対応マニュアル、令和4年10月9日（日）に来庁した警察官の名刺、令和4年10月9日（日）の防犯カメラの映像、令和4年10月9日（日）警察官とのやり取りに関する録音データ、令和4年10月9日（日）に捜査機関に資料提出するうえで捜査機関から提出された申請書一式及び市が許可する際に要した決裁等一式の計7つの資料を行橋市に対して要求することを決定した。

今回は、職員係職員、職員係長、秘書係長、市長公室長に対して証人喚問することを決定した。

#### **(7) 第7回委員会 令和5年2月13日**

職員係職員は病休中のため、職員係長、秘書係長、市長公室長に対して証人喚問を行った。報道機関に対して情報提供はしていないとの証言があった。

令和4年10月9日(日)午前中に職員係長宅に警察官が訪ねてきたため、任意同行し、採用試験に関する情報を警察官に一部提供したとの証言があった。

令和4年10月9日(日)の市長スケジュール、令和4年10月9日(日)の市長公用車の記録、捜査機関から捜査依頼を受けたときの事務マニュアル、並びに令和4年10月9日(日)捜査機関の行橋市役所来庁時に市が任意で提供した資料の一覧及び市から領置した際の書類(押収品目録の記載のある領置調書等)の計4点の資料を行橋市に対して要求することを決定した。

令和4年10月9日(日)行橋市役所来庁時に市が任意で提供した資料の一覧及び市から領置した際の書類(押収品目録の記載のある領置調書等)について行橋警察署に対して資料要求することを決定した。

今回は、工藤市長に対して証人喚問することを決定した。

#### **(8) 第8回委員会 令和5年2月22日**

工藤市長に対して証人喚問を行った。

市長就任後、警察から捜査協力の依頼があり、以降、電話や事務所で直接会って何度かやり取りをしたとの証言があった。10月9日に職員から止められたことについては記憶していない、認識していないとの証言があった。警察に提供した資料の中には健康診断書等の要配慮個人情報も含まれているとの証言があった。

職員採用試験に関する書類の管理状況について現地調査を行うことを決定した。

今回は、中間報告の内容について協議を行うことを決定した。

#### **(9) 第9回委員会 令和5年2月27日**

4行議第750号「記録提出請求書」の受付日及び受付番号のわかる資料及び4行秘第187号「地方自治法第100条第1項に基づく記録提出について」を議会に提出する際の決裁者のわかる資料について行橋市に対して資料要求することを決定した。

2月28日の本会議において、委員長から中間報告を行うことを決定した。

今回は、職員係長、総務課長、市長公室長、工藤市長に対して証人喚問することを決定した。

#### **(10) 第10回委員会 令和5年3月9日**

職員係長、総務課長、市長公室長、工藤市長に対して証人喚問を行った。

警察より事情聴取を受けた職員から10月9日より前に外部に漏れるはずのない得点表を警察が持っていたとの証言があった。1月5日に工藤市長から個人情報も含まれる令和元年度、2年度、3年度の採用試験に関するファイルを10月9日より前に警察に渡したと報告があったとの証言があった。工藤市長は10月9日より前にホームページ等の公になっている情報は提供したが、個人情報も含まれる令和元年度、2年度、3年度の採用試験に関するファイルは提供していないとの証言があった。

採用試験の事務の流れ、及び警察に提供した書類一覧を職員係に対して資料要求することを決定した。

今回は、総務係長、秘書係長、総務部長に対して証人喚問することを決定した。

**(11) 第 11 回委員会 令和 5 年 3 月 1 7 日**

総務係長、秘書係長、総務部長に対して証人喚問を行った。

1 月 5 日に工藤市長から個人情報も含まれる令和元年度、2 年度、3 年度の採用試験に関するファイルを 1 0 月 9 日より前に警察に渡したと報告があったとの証言があった。

令和 5 年 1 月 5 日のメモを秘書係に対して資料要求することを決定した。

3 月 2 0 日の本会議において、委員長から中間報告を行うことを決定した。

**(12) 第 12 回委員会 令和 5 年 4 月 1 4 日**

工藤市長から目録に関しては刑事訴訟法第 4 7 条に該当するため提出できないと報告があった。

今回は、総務係長、国保年金課長、総務課長補佐兼職員係長、総務課長、総務部長に対して証人喚問することを決定した。

**(13) 第 13 回委員会 令和 5 年 4 月 2 6 日**

総務係長、国保年金課長、総務課長補佐兼職員係長、総務課長、総務部長に対して証人喚問を行った。

令和 5 年 3 月 2 5 日に警察が令状をもって来庁し、令和 2 年度の採用情報に関する資料、出勤簿、人事記録台帳を差し押さえられたとの証言があった。

今回は、委員会の最終報告書の内容について行うことを決定した。

**(14) 第 14 回委員会 令和 5 年 5 月 8 日**

委員会の最終報告書の内容について協議を行い、正副委員長案の一部を加筆・修正することを決定した。

今回は、委員会の最終報告書の修正箇所と告発について協議を行うことを決定した。

**(15) 第 15 回委員会 令和 5 年 5 月 1 5 日**

委員会の最終報告書の内容について再度協議を行い、一部を加筆・修正することを決定した。

市が警察に提供した資料一覧を 2 回にわたり請求したが、正当な理由もなく提出を拒んでいることから、記録の提出拒否であると認められるものと決定し、地方自治法第 1 0 0 条第 9 項の規定に基づき、告発すべきものと決定した。

令和 5 年 1 月 5 日の工藤市長と職員との会話内容に関する工藤市長の証言は、虚偽であると認められるものと決定し、地方自治法第 1 0 0 条第 9 項の規定に基づき、告発すべきものと決定した。

**(16) 第 16 回委員会 令和 5 年 5 月 2 5 日**

委員会の最終報告書の内容について再度協議を行い、決定した。

本日の委員会をもって、付議事件の審査をすべて終了することを決定した。

## 4 証人、執行機関の出席等

### (1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

#### ①令和5年1月23日

##### ア 総務課長

- ・捜査機関、マスコミ関係者、その他に対する情報提供の有無
- ・警察官の来庁の有無

##### イ 総務係長

- ・捜査機関、マスコミ関係者、その他に対する情報提供の有無
- ・警察官の来庁の有無

##### ウ 総務部長

- ・捜査機関、マスコミ関係者、その他に対する情報提供の有無
- ・警察官の来庁の有無

#### ②令和5年2月13日

##### ア 職員係長

- ・捜査機関、マスコミ関係者、その他に対する情報提供の有無

##### イ 秘書係長

- ・捜査機関、マスコミ関係者、その他に対する情報提供の有無
- ・秘書課の職務分掌について
- ・工藤市長の日程について

##### ウ 市長公室長

- ・捜査機関、マスコミ関係者、その他に対する情報提供の有無
- ・秘書課の職務分掌について
- ・工藤市長の日程について

#### ③令和5年2月22日

##### ア 工藤市長

- ・行橋市長の捜査機関へ対する職員採用試験における事案の通報及び捜査要請の有無
- ・行橋市長の捜査機関へ対する職員採用試験における行政情報及び個人情報提供の有無
- ・令和4年10月9日(日)捜査機関の行橋市役所来庁時に市が任意で提供した資料の一覧及び市から領置した際の書類(押収品目録の記載のある領置調書等)の有無
- ・行橋市長の職員に対する捜査機関への協力指示及び証人喚問時の対応指示の有無
- ・行政における個人情報の取り扱いについて

#### ④令和5年3月9日

##### ア 職員係長

- ・捜査機関への情報提供の件について

##### イ 総務課長

- ・捜査機関への情報提供の件について

ウ 市長公室長

- ・4行秘第187号「地方自治法第100条第1項に基づく記録提出について」

エ 工藤市長

- ・捜査機関への情報提供の件について

- ・4行秘第187号「地方自治法第100条第1項に基づく記録提出について」

⑤令和5年3月17日

ア 総務係長

- ・捜査機関への情報提供の件について

イ 秘書係長

- ・捜査機関への情報提供の件について

ウ 総務部長

- ・捜査機関への情報提供の件について

⑥令和5年4月26日

ア 総務係長

- ・捜査機関に提供した資料について

イ 国保年金課長

- ・捜査機関に提供した資料について

ウ 総務課長補佐兼職員係長

- ・捜査機関に提供した資料について

エ 総務課長

- ・捜査機関に提供した資料について

- ・今後の対応について

オ 総務部長

- ・捜査機関に提供した資料について

- ・今後の対応について

## (2) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要

①令和5年1月13日

ア 総務部長

イ 総務課長

ウ 総務係長

- ・守秘義務について

## 5 記録、資料の提出

### (1) 地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録

#### ①令和5年2月1日請求

##### ア 行橋市

- ・令和4年10月9日（日）に来庁した警察官2名に提供した資料の一覧
- ・令和4年10月9日（日）の来庁記録
- ・休日来庁時の守衛対応マニュアル
- ・令和4年10月9日（日）に来庁した警察官の名刺
- ・令和4年10月9日（日）の防犯カメラの映像
- ・令和4年10月9日（日）警察官とのやり取りに関する録音データ
- ・令和4年10月9日（日）に捜査機関に資料提出するうえで捜査機関から提出された申請書一式及び市が許可する際に要した決裁等一式

#### ②令和5年2月15日請求

##### ア 行橋市

- ・令和4年10月9日（日）の市長スケジュール
- ・令和4年10月9日（日）の市長公用車の記録
- ・捜査機関から捜査依頼を受けたときの事務マニュアル

##### イ 工藤市長

- ・令和4年10月9日（日）捜査機関の行橋市役所来庁時に市が任意で提供した資料の一覧及び市から領置した際の書類（押収品目録の記載のある領置調書等）

##### ウ 行橋警察署

- ・令和4年10月9日（日）行橋市役所来庁時に市が任意で提供した資料の一覧及び市から領置した際の書類（押収品目録の記載のある領置調書等）

#### ③令和5年2月28日請求

##### ア 行橋市

- ・4行議第750号「記録提出請求書」の受付日及び受付番号のわかる資料
- ・4行秘第187号「地方自治法第100条第1項に基づく記録提出について」を議会に提出する際の決裁者のわかる資料

### (2) 地方自治法第98条第1項に基づき提出を求めた資料

#### ①令和5年3月9日

##### ア 職員係長

- ・職員採用試験ファイルで管理する資料一覧

#### ②令和5年3月17日

##### ア 秘書係長

- ・1月5日工藤市長が総務部長、総務課長、総務係長、職員係長を市長室に呼んで情報共有を図った際のやり取りを記したメモ

#### ③令和5年4月14日

ア 工藤市長

- ・令和4年3月30日に工藤市長が各部長に送付したメール「各部で着手していただきたい検討事項について（4、5月分）」

④令和5年4月14日

ア 市長公室長

- ・令和4年3月30日に工藤市長から送付されたメール「各部で着手していただきたい検討事項について（4、5月分）」

**（3）執行機関に提出を求めた資料等**

①令和5年1月13日提出（総務部）

- ・地方公務員法（抜粋）
- ・行橋市個人情報保護条例

## 6 委員派遣

- (1) 日時  
令和5年2月22日
- (2) 場所  
行橋市役所総務部総務課職員係  
(福岡県行橋市中央一丁目1番1号)
- (3) 内容  
職員採用試験ファイルの保管場所を確認した。
- (4) 派遣  
委員長 小堤千寿、副委員長 矢野潤一

## 7 調査の結果

### (1) 職員採用試験における行政情報の取り扱いに関する問題

#### ①事実経過

令和4年

春頃

市長の証言によると警察から工藤市長に対して「職員採用試験について犯罪性があるため、捜査協力して欲しい」と依頼があり、工藤市長は捜査に協力すると回答した。

警察と工藤市長は電話や事務所で直接会って何度かやり取りをした。その際に工藤市長は警察に対して情報提供をしている。なお、提供した情報について、工藤市長はホームページ等、公表されているものしか提供していないと証言しているが、個人情報を含む職員採用試験の情報も提供した疑いが極めて強い。

10月9日

午前8時過ぎ頃、職員係長宅に警察官2名が訪れ、捜査協力依頼を受けたため、職員係長は警察署に任意同行し、外部と連絡が取れない状態で事情聴取を受けた。事情聴取の中で、警察から市長の許可を得ているとの発言があり、また、外部に漏れるはずのない、令和元年度の得点表を警察が所有していたため、職員係長は市が全面的に協力していると判断し、警察から請求された令和2年度及び令和3年度の評定表等を提出した。その後、採用担当職員に警察から情報提供依頼の連絡があり、17時頃に警察官2名が来庁した。事前に職員から連絡を受けていた総務課長、総務係長及び職員の計3名で対応し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会であっても個人情報のため、書類による正規の手続きを踏む必要がある、と情報提供をすることができない、と明確に断ったうえで警察官と口論となった。口論の途中で工藤市長が来庁し、工藤市長は記憶にないと証言しているが、複数の職員の証言によると、工藤市長に対しても同様に、個人情報のため、書類による正規の手続き

を踏む必要があることを再三再四、職員は説明したが、聞き入れてもらえなかったため、職員には一切の責任が及ばないことを約束したうえで、工藤市長の独断で警察に対して要配慮個人情報も含む資料を提供した。その際に黒塗り等の対応はせず、また、パソコン内のデータも直接閲覧させた。

令和5年

1月5日 本委員会からの証人出頭要請書提出に伴い、工藤市長は本件の関係者である総務部長、総務課長、総務係長、職員係長を呼び、秘書係長も同席させて情報共有を図った。その際、工藤市長は否定しているが、複数の職員が工藤市長から、令和4年10月9日以前に令和元年度から令和3年度までの得点表を含むファイル一式を私自身が就任直後の4月から5月頃に警察に提供した、との報告があったと証言があった。また、本委員会での証人尋問について、捜査に影響が出る恐れがあることから一切証言をしないこと、また想定尋問と、その回答を作成することを工藤市長から指示されたが、職員が断ったところ、指示に従わない場合は職務命令違反として処分も検討する、と圧力や脅迫ともとれる発言があったとの証言があった。

3月25日 警察が差押令状をもって来庁し、当時の総務部長、職員係長が対応した。令和2年度の採用情報に関する資料、出勤簿、人事記録台帳が差し押さえられた。

## ②捜査機関に提供したことが判明した資料

- ア 採用試験実施に係る決裁資料
  - ・採用試験実施計画、試験日程、試験案内一式
- イ 採用試験案内送付及び周知に係る決裁資料
  - ・試験案内送付先一覧、依頼文書
- ウ 問題集等確定報告に係る決裁資料
- エ 採用試験申込状況に係る決裁資料
  - ・申し込み状況、1次試験受付簿
- オ 合同実施団体との協議資料
  - ・タイムスケジュール、配置図、時間割
- カ 一次試験合格者決定及び集団討論に係る決裁資料
  - ・公告、合格者一覧、得点表、試験状況、合格通知、二次試験日程、討論課題
- キ 試験官に係る決裁資料
  - ・依頼文書、推薦書、承諾書
- ク 二次試験合格者決定及び個人面接に係る決裁資料
  - ・合格者・不合格者一覧、得点表、試験状況、合格・不合格通知、三次試験日程、作文課題

- ケ 二次試験合格者発表公告に係る決裁資料
- コ 最終試験合格者決定に係る決裁資料
  - ・採用候補者名簿、合格者・不合格者一覧、得点表、試験結果、合格・不合格通知、作文、消防職健康診断書
- サ 最終試験合格者発表公告に係る決裁資料
- シ 採用試験結果開示に係る決裁資料
  - ・開示用の一次試験、二次試験、最終試験、それぞれの得点表
- ス 健康診断書等提出に係る決裁資料
  - ・採用候補者の健康診断書、履歴書、卒業証明書、身分証明書、在職証明書
- セ 採用通知発送に係る決裁資料
  - ・採用通知書、事前課題
- ソ 採用者分の採用試験申込書
- タ 他団体採用試験広報依頼資料
- チ 後期試験に係る決裁資料
- ツ 集団討論の評定表（令和２年度、３年度分）
- テ 個人面接の評定表（令和２年度、３年度分）

上記ア～チの資料について、令和元年度から令和３年度分が少なくとも工藤市長の独断で警察に提供された資料の中に含まれていることが判明した。

### ③調査事項の問題点と委員会の判断

- ア 正規の手続きを踏まずに要配慮個人情報を含む情報を捜査機関に対して提供
 

令和４年の４月から５月頃に工藤市長が既に情報提供した疑いも極めて強いが、少なくとも令和４年１０月９日（日）に警察から言われるがまま要配慮個人情報を含む採用情報に関するあらゆる情報提供を工藤市長の独断で行ったことは事実であり、工藤市長も認めている。刑事訴訟法第１９７条第２項に基づく照会は、原則口頭ではなく、書面によるものであることから、本来であれば、捜査関係事項照会書等を所管が受付をし、決裁をとったうえで、必要最低限の資料を提供及び報告するべきところを、これら正規の手続きを踏まずに、しかも必要以上に情報提供を行ったことは事務手続きに重大な瑕疵があったと判断する。また、１０月９日のやり取りについて、工藤市長と職員で証言が異なるが、当日、法制担当職員が現場にいたことは事実であることから、事務手続きについて職員に確認せずに情報提供をした工藤市長の対応は不適切であったと判断する。さらに、令和４年１０月９日（日）以前の個人情報を含む採用情報の提供について、工藤市長は否定しているが、複数の職員が、工藤市長自ら提供した、との報告を受けたと証言していること、情報が警察に漏れていることが判明した後も内部調査を行わなかったこと等から、委員会としては、工藤市長が適切な手続きを踏まず警察に事前に提供したと判断する。なお、令和５年５月１６日に元職員が採用試験の内容を受験者に漏らしたとして、地方公務員法違反の疑いで、略式起訴されたが、令和４年１０月９日に市が提供した資料により、今回の不正が発覚したのかどうかは不明であり、ま

た、不正が明らかになったからと言って、工藤市長が正規の手続きを踏まずに要配慮個人情報を含む情報を提供したことが正当化されるわけではない。

イ 令和4年10月9日に警察に資料提供した行為の取り扱い

令和4年10月9日に警察に資料提供した行為について、その場にいた職員は提出を拒否したことから公務ではなく、工藤市長による私的な行為であるため、警察から市長が受領した目録等を公文書として受け付けることはできず、また、個人情報保護条例に基づく記録等の処理もできないと所管は主張している。それに対して工藤市長は、目録等の取り扱いについては所管で受け付けをしていないことから公文書か私文書か判断に迷うが、警察への資料提供は私的な行為ではなく、公務であったと証言している。所管と工藤市長で公務か私的な行為かで意見が分かれているが、いずれにせよ適法な手続きを踏まず、情報提供されたことは明らかであり、市として解決する必要があることから、問題解決を先延ばししている現状は問題であると判断する。

ウ 個人情報保護条例違反及び遵法精神の欠如

行橋市個人情報保護条例第8条第2項において、実施機関は保有個人情報を外部提供したときは、これを記録しておかなければならないと記載がある。また、行橋市個人情報保護条例第8条第3項において、外部提供をしたときは、速やかにその事実を本人に通知しなければいけないと記載がある。市長が関与した分については、イに記載のとおり、公務か私的な行為かで所管と工藤市長で見解が異なるが、少なくとも令和4年10月9日に職員係長が警察に提出した分については、被疑者として事情聴取を受けた状況を鑑みるに公務であり、記録及び通知しなければならないが、記録も通知もしていない。これは明らかに条例違反であり、条例違反であることを知りながら是正せず、放置している工藤市長は遵法精神が欠如していると判断する。

エ 令和4年10月9日より前の個人情報流出及び流出原因の未調査

令和4年10月9日より前に外部に漏れるはずのない採用情報が警察に流出していたことが判明した。個人情報が流出していること自体問題だが、工藤市長は職員から情報が流出していると報告を受けているのにも関わらず、内部調査すら行わず、放置している現状は問題であると判断する。

オ 情報管理の杜撰さ

個人情報を含む採用情報をいまだに鍵のかからないキャビネットで保管しており、誰でも見られる現状は情報管理のあり方として、非常に問題であると判断する。また、警察官に対して資料提供する際に、文書のみならず、わざわざ採用担当職員を呼び出し、その職員の利用するパソコン内に保存してある電磁的記録まで直接警察官に閲覧させたことが証言により判明した。パソコン内には個人情報を含む様々な情報が入っており、捜査に必要な情報以外の情報まで提供した可能性があるため、情報の保護に対する意識の希薄さや対策が不十分であることも非常に問題であると判断する。

カ 100条調査権行使の妨害

工藤市長は職員を呼び出し、捜査権に触れるようなところに関しては証言しないよ

うに指示を出し、警察から受領した領置目録についても提出を拒む等、事実を隠蔽しようとして画策した。これらは、100条調査権の行使を妨害する行為であると判断する。

#### キ 市が警察に提供した資料一覧に関する記録提出拒否

市が警察に提供した資料一覧を2回にわたり請求したが、1回目は「所管において不存在」と回答があり、2回目は「捜査権の行使に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、個人情報保護の観点に照らし、提出は差し控えさせていただきます。」と回答があった。その後、一般質問及び証人喚問の中で工藤市長は提出する方向性で考えているとの回答があったが、最終的に刑事訴訟法第47条を理由に記録の提出を拒否している。刑事訴訟法第47条に訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならないと記載があるが、本法律の対象は捜査機関であることから行橋市は該当しないのではないかと。また、本件については、起訴されていないことから、記録を提出しない正当な理由に該当しないと意見が出た。採決の結果、賛成多数で記録の提出拒否と認定し、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、告発すべきものと決定した。

#### ク 令和5年1月5日の工藤市長と職員との会話内容に関する虚偽の証言

令和5年1月5日に工藤市長から職員に対して令和4年10月9日より前に警察に情報提供していたと報告があった。その情報提供の内容について、工藤市長は公になっている情報のみを提供したと証言しているが、その場にいた職員全員は工藤市長から令和元年度から令和3年度までの個人情報も含む採用試験に関するファイル一式を警察に渡したと報告を受けたと証言があり、工藤市長と職員で証言に食い違いがあった。工藤市長からの一方的な説明であれば聞き間違いの可能性はあるが、職員から提供した資料の詳細について質問をし、その回答として工藤市長からファイル一式を提供したと報告があったと出席した5人の職員全員から証言があったことから、職員は真実を述べており、工藤市長は虚偽の証言を述べているとの意見が出た。採決の結果、賛成多数で工藤市長の証言は虚偽の陳述を行ったものと認定し、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、告発すべきものと決定した。

### ④調査事項に対する指摘・改善意見

#### ア 市民に対する謝罪

一般質問における答弁の中で工藤市長は反省していると述べたが、いまだに公の場での謝罪がない。事務手続きに瑕疵があったことは事実であり、本人も認めていることから、市のトップとして真摯な姿勢で市民に対して謝罪することを求める。

#### イ 問題解決に向けた取り組み

令和4年10月9日に警察に資料提供した行為は公務であれ、私的な行為であれ、解決する必要がある。公務であるならば、個人情報保護条例に基づき、記録を作成し、速やかにその事実を本人に通知すべきである。所管が主張するように、私的な行為であるならば、執行部は工藤市長に対し、個人情報を盗まれたとして被害届を出すべきである。本件の取り扱いをどうするのか個人情報保護審査会を立ち上げるなど、当事者以外の執行部で協議し、問題解決に向けて早急な対応を求める。

#### ウ 条例違反の是正

行橋市個人情報保護条例第8条第2項及び第3項に実施機関は保有個人情報を外部提供したときは記録しなければならないこと、外部提供をしたときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならないことが明記されていることから、少なくとも令和4年10月9日に職員係長が警察に提供した資料については記録及び通知をしなければならず、記録及び通知をしていない現状は明らかに条例違反である。さらに、委員会や一般質問の中で指摘するも、一向に改善する姿勢すら見られず、条例違反の状態のまま半年以上も放置されていることから、早急に記録及び通知をし、条例違反を是正することを求める。

#### エ 流出した情報の調査

令和4年10月9日より前に警察に個人情報を含んだ採用情報に関する資料が流出した疑いがあるため、流出した情報及び流出経路について調査することを求める。

#### オ 情報管理の徹底

現在、個人情報を含む採用情報が鍵のかからないキャビネットで保管されており、誰でも見られる状態であることから、保管方法の改善を求める。

#### カ 捜査機関から捜査依頼があった時の対応マニュアルの作成

今回の調査で正規の手続きを経ずに職員個人の判断で捜査機関に対して情報提供をしていること、及びパソコン画面を直接閲覧させる等、必要以上の情報を提供していたことが判明した。今後、同じ過ちを繰り返すことがないよう、捜査機関から捜査依頼があった時に備えて対応マニュアルの作成を求める。

#### キ 隠蔽体質の改善

100条調査権は議会のもつ重要な職責を果たすための権限であり、また、強制力を伴う強力な権限であることから、本来であれば執行部は調査に協力するべきである。しかし、工藤市長は職員に対して証言しないように指示を出し、警察から受領した領置目録についても提出を拒む等、事実を隠蔽しようと画策し、調査権を妨害している。本委員会の調査は終了するが、隠蔽体質を改善し、今回、指摘した事項に関しては全て議会に報告するよう求める。

## **8 証言拒否等**

### **(1) 証人の出頭拒否の状況**

なし。

### **(2) 証人の証言拒否の状況**

なし。

### **(3) 虚偽の証言、自白の状況**

「7 調査の結果」に記載のとおり

### **(4) 記録の提出拒否の状況**

「7 調査の結果」に記載のとおり

### **(5) 宣誓拒否の状況**

なし。

## 9 告発

### (1) 告発の状況

#### ①工藤政宏市長

市が警察に提供した資料一覧に関する記録提出拒否  
賛成多数で告発すべきものと決定

#### ②工藤政宏市長

令和5年1月5日の工藤市長と職員との会話内容に関する虚偽の証言  
賛成多数で告発すべきものと決定

## 10 調査経費

### (1) 令和4年度

#### ① 予算額

225 千円以内

#### ② 実績

ア 証人等費用弁償	30,800 円
イ 弁護士相談料	88,000 円
合計	118,800 円

### (2) 令和5年度

#### ① 予算額

225 千円以内

#### ② 実績

ア 証人等費用弁償	0 円
イ 弁護士相談料	10,000 円
合計	10,000 円

## 11 おわりに

本委員会は、令和4年12月定例会において設置され、これまでに計16回開催し、採用試験における行政情報の取り扱いに関する調査を行ってきた。付議事件の問題点については、それぞれの項で詳述したとおりであるが、付議事件とは別に調査を通して、工藤市長が職員に対して圧力や脅迫ともとれるような発言をしていたこと、及び何の法的根拠も正当な理由も示さず資料提出を拒む市の不誠実な対応等が明るみになった。今回の調査によって判明した、これらの事実は、市民の信頼を大きく損ねるものである。工藤市長におかれては、このことを自覚して、問題点の指摘を真摯に受け止め、市政への信頼回復に努められることを願うものである。

最後に、本委員会の調査にご協力頂いた関係各位に感謝を申し上げ、最終報告とする。